

「運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領」について（概要）

（令和3年3月15日 鹿免管第289号）

本通達は、免許の仮停止等に関する事務手続きに関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 事案発生速報要領
- 処分決定上の留意事項
- 免許証等の保管及び返還
- 弁明の機会の供与
- 意見の聴取の期日及び場所の通知

等である。